

京都市告示第 4 2 6 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から、京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、臨時休館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 2 年 2 月 1 5 日

京都市長 門川大作

1 期間

平成 2 2 年 2 月 2 2 日（月）

2 理由

施設点検のため

3 対象施設

コミュニティルーム以外の施設（プール，ジム，スタジオ）

（建設局都市整備部市街地整備課）